

今すぐ使える  
小さな会社の節税対策ベスト 8  
Ver.2

2021年11月板山翔税理士事務所  
税理士 板山翔

## 目次

I.	はじめに（本書の使い方） .....	2
II.	節税する前に全員が知っておくべき2つの注意点 .....	3
III.	小さな会社の節税対策ベスト8 .....	4
1.	小規模企業共済 .....	4
2.	経営セーフティ共済 .....	6
3.	所得分散 .....	8
4.	ふるさと納税 .....	10
5.	社宅・社用車 .....	12
6.	所得拡大促進税制 .....	15
7.	国民年金基金 .....	17
8.	出張旅費日当 .....	19
IV.	おわりに .....	21
➤	免責事項 .....	22
➤	著作権 .....	22
V.	著者プロフィール .....	23

## I. はじめに（本書の使い方）

せっかく会社に利益が残っても、  
そのおよそ3割、ときには5割近いお金が、  
税金や社会保険料として支出されてしまいます。

税理士から納税額を聞かされたとき、  
何か良い節税対策はないかと、  
誰もが頭を抱えるのも無理はないでしょう。

とはいえ、小さな会社の経営者は忙しく、  
たくさんある節税対策を一つ一つ検討している時間はありません。

そこで、忙しい経営者でもすぐに使える節税対策だけ  
を集めたベスト版があれば…と思い探してみましたが、  
ちょうど良いものが見つからなかったので、  
自分で作成することにしました。

ベスト版の作成にあたって、  
あらゆる節税対策について、  
下記3点を中心に評価していきました。

- 節税効果…節税効果が高いか
- 使い易さ…手続きや管理は楽か。すぐに使えるか。
- リスク…いざというときのリスクは低いか。解約や金額変更は簡単か。

その結果、最もおすすめしたい節税対策を8つに  
絞ることができましたので、ご紹介します。

とはいえ、8つのうちどれが使えるか、  
どれが最も効果が高いかは、状況によって異なります。  
全て読み込む必要はありませんし、  
簡単に目を通して、見えそうなところだけ確認してください。

節税対策を考える第一歩として、  
このレポートが参考になれば幸いです。

## II. 節税する前に全員が知っておくべき 2つの注意点

- 注意点① 節税は「余ったお金と時間」を使って行うこと  
誰もがキャッシュを残すために節税を考えますが、  
節税をすればするほど、いったん手元のキャッシュは減ってしまいます。  
(もちろん例外はありますが)

例えば、100万円の年金を支払って、30万円節税できた場合、  
手元のキャッシュは70万円多く減ったこととなります。

もちろん単純計算で、将来的に70万円以上の年金を受け取れば  
支払ったキャッシュは回収できます。  
とはいえ、それには長い年月が必要です。

もし年金を支払わずに、  
多く残った70万円を本業に費やしていたら、  
もっと早く70万円以上回収できていたかもしれません。

利益が出たら反射的に「節税しないと…」と考えがちです。  
しかし、節税に使えるお金と時間があるのであれば、  
実はそれらを本業に費やした方が、  
キャッシュは多く残る可能性が高いです。

そこで節税対策は、  
本業に必要なキャッシュが不足しない範囲内で行うことと、  
なるべく時間や手間がかからないようにすることが重要です。

- 注意点② 目の前の税金を減らすことだけにとらわれないこと  
目の前の税金を減らすことだけを考えて節税対策を行った結果、  
翌年度以降の税金が逆に増えてしまったり、  
キャッシュが不足して経営状態が悪化したり、  
相続などに悪影響を及ぼしてしまったりするケースは少なくありません。

節税以外のメリットやデメリット、将来的なリスク  
なども考慮した上で対策する必要があります。

### III. 小さな会社の節税対策ベスト 8

#### 1. 小規模企業共済

##### ① 評価 (A~C)

- 節税効果：A (効果高い)
- 使い易さ：A (使い易い)
- リスク：A (低い)

##### ② 基本情報

- 対象者：小規模企業（法人、個人事業主）の経営者、役員
  - ※ 業種や規模によっては加入できない場合があります。正確な加入要件は下記の小規模企業共済ページ URL よりご確認ください。
- URL：<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/>
- 運営機関：中小機構（独立行政法人中小企業基盤整備機構）

##### ③ 内容

小規模企業共済は、経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。

国の機関である中小機構（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）が運営しています。

毎月掛金（上限7万円）を支払い、退職・廃業時などに共済金を受け取ることができます。

掛金の全額を所得控除できるので節税効果が高い上、共済金を受け取る時は、税金があまりかかりません。

- ※ 『一括受け取り』であれば『退職所得』、『分割受け取り』であれば『公的年金等の雑所得』という取り扱いになるのですが、これらの所得はもともとあまり税金がかからない計算方法になっています。（退職金や年金などの老後の資金に税金があまりかからないよう配慮されています）

さらにこの制度の便利なところは、急に資金が必要になったときは、

任意解約して解約手当金を受け取ることができるようです。

- ※ 掛金納付月数が 12 ヶ月（1 年）未満であれば、  
解約手当金は受け取れません。また、  
240 ヶ月（20 年）未満であれば、  
解約手当金が掛金合計額より少なくなる場合があります。

解約手当金は一時所得に分類されますが、  
一時所得も 1/2 しか総所得金額に加算されません。

また、掛金の一部を貸付してもらえる貸付制度もあります。

#### ④ ベスト 8 に選定した理由

- 掛金全額が所得控除できて、  
共済金や解約手当金の受け取り時もあまり税金がかからないため、  
節税効果が高い。
- 掛金を自由に設定できて、後から増減もできるので、使い易い。
- いざというときも解約や一時貸付などの制度があり、リスクも低い。

#### 参考：税制上の取り扱い

- 掛金の支払い…経営者個人の所得控除の対象  
(法人の経費にはなりません)
- 掛金の額…月額 1,000 円～70,000 円。  
500 円単位で設定可能。後から増減も可能。
- 共済金の受け取り
  - ⇒ 一括受け取りの場合…退職所得
    - ◇ 退職所得の計算方法…(一般退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 0.5
  - ⇒ 分割受け取りの場合…公的年金等の雑所得
    - ◇ 公的年金等の雑所得の計算方法…公的年金等の収入金額の合計額 × 割合－控除額
- 解約手当金の受け取り…一時所得
  - ◇ 一時所得の計算方法…総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額(50 万円)  
(この金額の 1/2 だけ、総所得金額に加算される)

## 2. 経営セーフティ共済

### ① 評価 (A~C)

- 節税効果：B (普通)
- 使い易さ：A (使い易い)
- リスク：A (低い)

### ② 基本情報

- 対象者：継続して 1 年以上事業を行っている中小企業者 (法人、個人事業主)  
※ 詳細は下記経営セーフティ共済ページ URL をご確認ください。
- URL：<https://www.smrj.go.jp/kyosai/tkyosai/index.html>
- 運営機関：中小機構 (独立行政法人中小企業基盤整備機構)

### ③ 内容

経営セーフティ共済は、取引先が倒産して売掛金などの回収が困難になった場合に、必要な資金を借入れできる共済制度です。小規模企業共済と同じく、国の機関である中小機構が運営しています。

毎月掛金 (上限 20 万円) を支払い、取引先が倒産した場合には、回収困難となった売掛金債権等の額 (掛金総額の 10 倍が上限) を無担保・無保証人で借入れできます。

また、掛金は最大 800 万円まで支払うことができ、解約した場合は解約手当金として受け取れます。

※ 掛金納付月数が 12 ヶ月 (1 年) 未満であれば、解約手当金は受け取れません。掛金を 12 か月以上納めていれば掛金総額の 8 割以上が戻り、40 か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります

税務上、掛金は全額経費 (法人の場合は損金、個人事業主の場合は必要経費) にできますが、逆に解約した場合の解約手当金は全額収入 (法人の場合は益金、個人事業主の場合は事業所得の収入金額) 計上されます。

したがって、掛金を支払っている年は節税できても、  
解約した年は税金が増えるので、  
納税を先延ばしにしているに過ぎません。

しかし、いつでも解約できるので、  
退職金支払いや設備投資などの臨時出費が  
多い年に解約手当金を受け取れば、  
解約した年の税金の増加を防ぐことができます。

このいつでも解約できるという点が、  
同じく納税の先延ばしの効果がある生命保険  
などの商品より便利なところですよ。

業績が良い年に掛金を支払って節税して、  
解約手当金はいざという時のためにとっておく  
という使い方ができます。

ちなみに小規模企業共済と同じく、  
掛金の一部を一時貸付してもらえる制度もあります。

#### ④ ベスト 8 に選定した理由

- 支払時期や解約時期を調整することで、  
ある程度の節税効果は期待できる。
- 掛金を自由に設定できて、後から増減もできるので、使い易い。
- 40ヶ月以上納めていれば、解約しても掛金全額が戻るなので、  
リスクも低い。
- 本来の目的である、取引先が倒産した場合の貸付制度もリスクヘッジと  
して有効になる。

#### 参考：税制上の取り扱い

- 掛金の支払い…全額経費（法人の場合は損金、個人事業主の場合は必要経費）
- 掛金の額…月額 5,000 円～200,000 円。  
5,000 円単位で設定可能。後から増減も可能。
- 解約手当金の受け取り…全額収入（法人の場合は益金、個人事業主の場合は事業所得の収入金額）

### 3. 所得分散

#### ① 評価 (A~C)

- 節税効果：A (効果高い)
- 使い易さ：C (時間や手間がかかる)
- リスク：B (少し有り)

#### ② 基本情報

- 対象者：法人、法人の経営者・役員、個人事業主

#### ③ 内容

個人の所得税等（所得税・住民税・事業税）は、所得が増えれば増えるほど税率が上がります（約15%~55%）。所得を1人に集中させるよりも、複数人に分散した方が納税額は小さくなります。

一方、法人税等（法人税・法人住民税・法人事業税）は、所得が増えても税率はあまり変わりません（約25%~35%）。

したがって会社が出した利益をすべて経営者に役員報酬として支払うよりも、経営者の配偶者等にも役員報酬を支払い、会社にも利益を残して所得を分散させた方が、納税額は小さくなります。

（誰にいくら振り分けたら納税額が小さくなるのかを調べるためには、社会保険料なども考慮した上でシミュレーションする必要があります。）

ただし、配偶者等に支払う役員報酬や給与が不相当に高い場合は、税務調査時に否認される恐れがあります。

どこからが不相当に高いという明確な基準はありませんが、役職や業務内容に応じて、客観的に常識的だと思われる範囲内の金額に設定しなければなりません。

加えて、個人事業主が配偶者等に給与を支払う場合は、一定の届出が必要であったり、一定期間その事業に専ら従事（専業）していないと経費にできなかつたりと要件が厳しいので要注意です。

また、納税額だけを意識して所得分散してしまうと、  
会社運営に必要なキャッシュが不足したり、  
配偶者等の親族に必要な以上のキャッシュが流れてしまったり、  
思わぬ問題が発生する恐れがあります。

納税額だけでなく、将来的な計画も考慮した上で、  
所得分散する必要があります。

#### ④ ベスト 8 に選定した理由

- ▶ 上手く使えば、節税効果は非常に高い。
- ▶ 支給金額のシミュレーション、配偶者等の  
給与計算・給与振込・年末調整などの手間が発生する。
- ▶ 支給金額が高すぎると、税務調査時に否認されるリスクがある。

#### 参考：税制上の取り扱い

- ▶ 法人の場合
  - ⇒ 配偶者等が役員の場合の役員報酬について  
役員報酬は、不相当に高額な部分は損金不算入となる。  
役員の主な業務は意思決定なので、  
必ずしも日常業務を行っている必要はないが、  
業務内容や意志決定への関与度合、  
同業他社平均などを考慮した上で支給金額を決定する必要がある。
  - ⇒ 配偶者等が従業員の場合の給与について  
役員の親族は「特殊関係使用人」に該当するため、  
たとえ従業員であっても、不相当に高額な部分は損金不算入となる。  
従業員の場合は、日常的に業務を行っている必要があり、  
業務内容や勤務時間、経験年数、他の従業員との比較等を  
考慮した上で支給金額を決定する必要がある。
- ▶ 個人事業主の場合
  - ⇒ 青色申告の場合の青色事業専従者給与について  
その年を通じて6月を超える期間、  
その事業に専ら従事していること、  
『青色事業専従者給与に関する届出書』を  
提出期限までに提出していることなどが要件。  
労務の対価として相当であると認められる部分のみ  
必要経費にできる。

## 4. ふるさと納税

### ① 評価 (A~C)

- 節税効果：C (効果低い)
- 使い易さ：A (使い易い)
- リスク：A (低い)

### ② 基本情報

- 対象者…個人

### ③ 内容

ふるさと納税は、自治体（都道府県・市区町村）に対する寄付金のうち、2,000円を超える部分を所得税・住民税から全額控除（上限あり）する制度です。

例えば、10万円ふるさと納税した場合、9万8,000円所得税・住民税の税額が下がるので、自己負担は2,000円だけです。（上限は無視した場合）

2,000円を無視すれば、税金を先払いしているようなものです。金銭的には2,000円負担するだけなので、節税とは言い難いかもしれませんが、各自治体から特産品などの返礼品がもらえる分、お得な制度です。

厳密な計算方法は複雑で、ふるさと納税は下記の3段階に分けて控除されていきます。

- A) 所得税からの控除
- B) 住民税からの控除（基本分）
- C) 住民税からの控除（特例分）

正確な計算方法は④に記載しますが、A、Bが通常の寄付金控除で、Cがふるさと納税特有の控除です。A、Bで控除しきれなかった残額を、Cで控除するイメージです。そして、Cの上限が「住民税所得割額の2割」です。

よく「ふるさと納税の上限はいくらなの？」と聞かれますが、見てのとおり計算方法が複雑なので、

自分で計算するのはお勧めできません。  
ふるさと納税を取り扱っている各サイトに、  
上限をシミュレーションしてくれるページがありますので、  
そちらのご利用をお勧めします。

参考までに、ふるさと納税サイト『さとふる』の  
『ふるさと納税控除上限額シミュレーションのご案内』ページの URL を記  
載しておきます。(リンク切れになっていたら申し訳ありません)  
⇒<https://www.satofull.jp/static/calculation01.php>

#### ④ ベスト 8 に選定した理由

- 納税額が減るわけではなく、得をするのは返礼品がもらえる分だけなので、金額としては小さい。
- 金額は小さいが、すぐに使えてリスクもない。
- 確定申告（又はワンストップ特例制度の申請）をしないと控除が受けられないが、もともと確定申告をしている経営者にとっては手間も少ない。

#### 参考：税制上の取り扱い

##### ➤ 控除の内容

自治体に対する寄付金のうち、2,000 円を超える部分が個人の所得税・住民税から全額控除される（下記 C の上限あり）

##### ➤ 控除額の正確な計算方法

A) 所得税からの控除 = (ふるさと納税額※ - 2,000 円) × 「所得税の税率」

※ふるさと納税額は、総所得金額等の 40% が上限

B) 住民税からの控除（基本分） = (ふるさと納税額※ - 2,000 円) × 10%

※ふるさと納税額は、総所得金額等の 30% が上限

C) 住民税からの控除（特例分）※ = (ふるさと納税額 - 2,000 円) × (100% - 10% (基本分) - 所得税の税率)

※住民税所得割額の 2 割が上限

## 5. 社宅・社用車

### ① 評価

- 節税効果：A（高い）
- 使い易さ：B（少し手間がかかる）
- リスク：B（少し有り）

### ② 基本情報

- 対象者…法人、法人経営者

### ③ 内容

個人の家や車は経費にはなりません、法人で社宅や社用車として所有することによって、法人の経費にすることができます。

節税メリットは大きいですが、社宅の場合は賃料を取る必要があったり、社用車の場合はきちんと仕事でも使わないといけなかったり、注意点もたくさんあります。

以下、社宅と社用車それぞれについて詳しく解説していきます。

#### ➤ 社宅

社宅を購入した場合は建物部分の減価償却費が経費になり、賃借した場合は家賃の支払いが経費になります。

逆にそこに住んでいる役員から受け取る賃料は収入計上されます。

注意点としては、社宅を購入するにしても、賃借するにしても、必ず法人で契約しないと経費にはできません。

たまに個人で契約しているのに、会社が家賃を負担するケースが見られますが、これは個人に対して給与を支払っているものとして給与課税されます。

また、建物の床面積によって、役員から受け取る賃料の計算方法が変わるので注意が必要です。

床面積が 99 m<sup>2</sup>以下(法定耐用年数が 30 年以下の建物の場合は 132 m<sup>2</sup>以下)の場合は小規模な住宅と見なされ、賃料の金額も低く計算されます。

(詳しい計算方法は【参考：税制上の取り扱い】をご覧ください)

逆に床面積が 240 m<sup>2</sup>を超えると豪華社宅と見なされ、賃料の計算式の適用がなくなって、通常取るべき賃料を取らないといけなくなります。

なお、社宅として購入した場合、個人宅であれば使える住宅ローン控除や、居住用住宅を売却した時の 3,000 万円控除などの規定は適用できなくなるので注意が必要です。

#### ➤ 社用車

社用車を購入した場合は車両の減価償却費が経費になります。新車の普通車は 6 年かけて定率法によって経費計上されますが、4 年落ち以上の中古車であれば、たった 2 年で経費になります。(しかも、定率法なので 1 年目の経費計上額の方が多い)

社宅と違って必ず法人契約ではないと経費にできないわけではありません。個人契約の車でも支払いを法人が負担して、社用車として使っている場合であれば、経費にすることは可能です。

ただし、やはり個人契約の車だと、社用車として使っていないことを疑われる可能性があるので、なるべく法人契約にすることをオススメしています。

社宅と違って賃料を取る必要も通常ありません。社用車に乗って自宅に帰ることも一般的にあるわけですし。

また、高級車は経費にできないということもありません。高級車であろうが、社用車として使っている以上は経費にできます。

とはいえ、社用車として使うというよりプライベート利用がメインだと、やはり経費として認められない可能性はあります。使い方にはご注意ください。

#### ④ ベスト 8 に選定した理由

- 節税効果が大きい。
- 特に社宅は将来にわたって影響が大きいので注意が必要。
- 使い方によっては経費として認められない可能性がある。

## 参考：税制上の取り扱い（社宅賃料の計算方法）

### 1 社宅が小規模な住宅である場合

次の(1)から(3)までの合計額が賃貸料相当額になります。

- (1)  $(\text{その年度の建物の固定資産税の課税標準額}) \times 0.2\%$
- (2)  $12 \text{ 円} \times (\text{その建物の総床面積(平方メートル)} / (3.3 \text{ 平方メートル}))$
- (3)  $(\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}) \times 0.22\%$

[注 1] 小規模な住宅とは、法定耐用年数が 30 年以下の建物の場合には床面積が 132 平方メートル以下である住宅、法定耐用年数が 30 年を超える建物の場合には床面積が 99 平方メートル以下（区分所有の建物は共用部分の床面積をあん分し、専用部分の床面積に加えたところで判定します。）である住宅をいいます。

### 2 社宅が小規模な住宅でない場合

役員に貸与する社宅が小規模住宅に該当しない場合には、その社宅が自社所有の社宅か、他から借り受けた住宅等を役員へ貸与しているのかで、賃貸料相当額の算出方法が異なります。

#### (1) 自社所有の社宅の場合

次のイとロの合計額の 12 分の 1 が賃貸料相当額になります。

イ  $(\text{その年度の建物の固定資産税の課税標準額}) \times 12\%$

ただし、法定耐用年数が 30 年を超える建物の場合には 12%ではなく、10%を乗じます。

ロ  $(\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}) \times 6\%$

#### (2) 他から借り受けた住宅等を貸与する場合

会社が家主に支払う家賃の 50%の金額と、上記(1)で算出した賃貸料相当額とのいずれか多い金額が賃貸料相当額になります。

### 3 豪華社宅である場合

上記算式の適用はなく、通常支払うべき使用料が賃貸料相当額になります。

[注 2] いわゆる豪華社宅であるかどうかは、床面積が 240 平方メートルを超えるもののうち、取得価額、支払賃貸料の額、内外装の状況等各種の要素を総合勘案して判定します。なお、床面積が 240 平方メートル以下のものであっても、一般に貸与されている住宅等に設置されていないプール等の設備や役員個人の嗜好を著しく反映した設備等を有するものについては、いわゆる豪華社宅に該当することとなります。

## 6. 所得拡大促進税制

### ① 評価

- ▶ 節税効果：A（効果高い）
- ▶ 使い易さ：B（少し手間がかかる）
- ▶ リスク：A（低い）

### ② 基本情報

- ▶ 対象者：従業員に給与を支給している法人、個人事業主
- ▶ 中小企業庁所得拡大促進税制ページ URL  
⇒ <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

### ③ 内容

今年度の給与総額が前年度より 1.5%以上増加していた場合に、増加額の 15%を税額控除してもらえる制度です。

（法人税額や所得税額の 20%が上限）

※ 給与総額には、役員報酬は含まれません。

雇用関係の助成金など、給与に充てるために支払を受ける金額がある場合は、給与総額から除かれます。

また、上乘せ要件（給与総額が 2.5%以上増加、かつ一定条件を満たす）を満たせば、税額控除額は 25%に上がります。

規模拡大中の会社は、従業員が増えていたり、残業時間が増えていたりする傾向が強く、簡単に給与総額は増加します。

（逆に退職者が出た場合や、従業員が役員へ異動した場合など、給与総額が減少することもあります）

その増加額の 15%も税額控除してもらえるので、節税効果はかなり大きいです。

※ ただし、令和 3 年 3 月 31 日までに開始する事業年度（個人事業主は令和 3 年以前）については、継続雇用者給与等支給額が前年度比で 1.5%以上増加していなければ、適用は受けられません。詳細はここでは割愛します。

したがって、毎年の給与改定で 1.5 %以上給与をアップするようにしておけば、適用できる可能性が高まります。

従業員の入退社や残業の増減などによって、適用の有無が左右されますが、適用できた場合の節税効果が大きいので、ぜひ頭に入れておいて欲しい制度です。

#### ④ ベスト 8 に選定した理由

- 適用できた場合の節税効果が大きい。
- 入退社・異動・残業の増減などによって適用の有無が左右されるので、狙って使うのは難しい。
- 令和 3 年税制改正によって、確定申告時の集計の手間が激減した。
- 要件を満たすために給与を上げすぎないように注意が必要。

#### 参考：税制上の取り扱い

- 税額控除額 = (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) × 15%  
(上乗せ要件を満たせば 25%)
  - ⇒ 雇用者給与等支給額…適用年度の国内雇用者※に支払った給与等の総額
  - ※ 国内雇用者…パート・アルバイト・日雇い労働者を含む。役員及び役員の特典関係者、個人事業主の特典関係者は含まない。
  - ⇒ 比較雇用者給与等支給額…前事業年度の国内雇用者に支払った給与等の総額
- 控除上限額 = 調整前法人税額 (個人事業主は調整前所得税額) × 20%
- 適用要件…雇用者給与等支給額が前年度と比べて 1.5%以上増加していること。
- 上乗せ要件…雇用者給与等支給額が前年度と比べて 2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと
  - ① 教育訓練費が前年度と比べて 10%以上増加していること
  - ② 適用年度終了の日までに経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実に行われた証明がされていること

## 7. 国民年金基金

### ① 評価

節税効果：A（効果高い）

使い易さ：A（使い易い）

リスク：B（少し有り）

### ② 基本情報

- ▶ 対象者：国民年金の第一号被保険者（個人事業主）
- ▶ 国民年金基金ページ URL：<https://www.npfa.or.jp/>

### ③ 内容

個人事業主などの国民年金の第1号被保険者が入ることができる、公的な国民年金の上乗せ制度です。

給付金の種類は下記の7種類あり、1口目は終身年金A,B型のどちらかを選びますが、2口目以降は7種類から自由に組み合わせることができます。

給付金の種類	受給開始年齢	年金受取期間	遺族一時金
終身年金A型	65歳	一生涯	有
終身年金B型	65歳	一生涯	無
確定年金I型	65歳	15年間	有
確定年金II型	65歳	10年間	有
確定年金III型	60歳	15年間	有
確定年金IV型	60歳	10年間	有
確定年金V型	60歳	5年間	有

組み合わせや年齢、性別によって掛金の額は変わります。  
年金受取期間が長いもの、  
亡くなった場合に遺族に一時金が給付されるものは、  
掛金の額も高くなります。

掛金が全額、所得控除（社会保険料控除）されるため、  
節税効果は大きいです。

ただし、いったん加入すれば、任意に脱退はできません。  
一度支払った保険料は、給付が開始されるまでは回収できない  
ため注意が必要です。

いざというときに現金化ができないリスクはありますが、掛金額の変更（増口、減口）は可能です。

将来の備えとして貯金する余裕があれば、所得控除が受けられる国民年金基金は魅力的です。

似たような制度に iDeCo（個人型確定拠出年金）がありますが、こちらは掛金を自分で運用する必要があるため、運用次第では将来の給付額が増えるメリットがあります。しかし逆に、運用次第では給付額が減るデメリットもありますし、運用の手間もかかります。

使い易さという観点からは、給付額が確定している国民年金基金の方を推奨します。

掛金の上限は、個人事業主の場合は月額 6.8 万円（国民年金基金と iDeCo の合計額）ですので、国民年金基金と iDeCo を組み合わせることも可能です。

#### ④ ベスト 8 に選定した理由

- 掛金全額が所得控除できて、給付金の受け取り時もあまり税金がかからないため、節税効果が高い。
- 保険料支払いから回収までの期間が長いリスクがある。

#### 参考：税制上の取り扱い

- 掛金の支払い…掛金全額が所得控除（社会保険料控除）の対象
- 掛金の額…月額 6.8 万円（国民年金基金と iDeCo の合計額）以内で選択。給付の型、加入口数、年齢などによって決まる。後から増減も可能。
- 給付金の受取り…公的年金等の雑所得
  - ◇ 公的年金等の雑所得の計算方法…公的年金等の収入金額の合計額×割合－控除額
- 遺族一時金の受取り…非課税

## 8. 出張旅費日当

### ① 評価

- 節税効果：B（普通）
- 使い易さ：C（時間や手間がかかる）
- リスク：B（少し有り）

### ② 基本情報

- 対象者…法人、日当の受給者

### ③ 内容

出張時に、交通費や宿泊費の実費の他、手当として日当を支給することがあります。

手当であれば給与に含めないといけない気もしますが、日当の場合は、通常必要と認められる範囲内であれば非課税となり、給与課税されません。

交通費や宿泊費と同じく、旅費交通費として経費にできます。  
（交通費や宿泊費も実費精算せずに、すべて日当として支給する場合も、通常必要と認められる範囲内であれば非課税です）

これは、出張すると食費や消耗品代が余計にかかりますが、いちいち実費精算するのは手間がかかるので、日当としてまとめて経費計上することが認められているためです。

したがって、経営者に同じお金を支払うのであれば、役員報酬を支給するより、日当として支給した方が、経営者の所得税額が小さくなります。

※ 法人からすれば、役員報酬であれ、旅費交通費であれ、経費に変わりはありませんが、旅費交通費が消費税の課税仕入れとなるため、消費税額が少し小さくなります。

ただし、日当として通常必要と認められる金額はあまり大きくないので、注意が必要です。

いくらまでなら非課税という明確な基準はありませんが、通常必要と認められる金額の判定には、下記2点が勘案されます。

- (1)支給額が、役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるか
- (2)支給額が、同業種、同規模の他社が支給している金額に照らして相当と認められるものであるか

したがって、役員だけ日当が高すぎたり、同業他社に比べて日当が高すぎたりする場合、非課税とは認められないということです。

そこで気になるのが同業他社の日当の金額ですが、これがわかる公的な統計は見つかりませんでした。

ただ、過去の判例や民間のシンクタンクの統計を見ると、日当として支給されている金額は、役員でもせいぜい 5,000 円以下、一般従業員は 3,000 円以下です。(交通費、宿泊費は実費精算の場合の金額)

感覚的にも、交通費と宿泊費以外にかかる費用なんて、数千円あれば十分だと思います。

このぐらいの金額を目安にして、出張旅費規程を作成し、それに基づいて支給すれば問題ありません。

日当を多額に支給して節税を狙う手法がネット上で横行していますが、どれも法的な根拠はないものばかりですので、注意してください。

#### ④ ベスト 8 に選定した理由

- 節税にはなるが、金額はあまり大きくない。
- 出張旅費規程を作成し、それに基づいて支給する手間がかかる。
- 金額が高すぎると、税務調査時に否認されるリスクがある。

#### 参考：税制上の取り扱い

- 日当の支給…受給者は非課税。  
法人は旅費交通費として経費計上。
- 通常必要と認められる金額を超えた場合  
⇒受給者は給与課税。法人は役員報酬又は給与手当として経費計上  
(役員の場合は損金不算入となる恐れあり)

## IV. おわりに

最後までこのレポートを読んで下さいますとありがとうございます。

これだけのレポートを最後まで読むことができたあなたは、  
きっと優秀な経営者に違いありません。

(節税したいとは思いますが、自分で調べて検討するところまではできない  
人が大半です。)

あなたならすでにお気づきかもしれませんが、  
ノーリスクで納税額を大幅に減らせるような、  
便利な節税対策はありません。

キャッシュを残すために最も重要なことは、  
節税対策に躍起になることではなく、  
しっかり納税しても平気なぐらいの利益を上げることです。

節税はキャッシュを残すための手段の一つにすぎないので、  
後回しになってしまっても構いません。

節税対策のレポートの締めくくりに、  
こんなことを言うのも変ですが(笑)

まずは本業で大きな成果を上げることに専念して下さい。

成果を上げて一息ついたときに、  
再度このレポートを手にとって頂けたら幸いです。

P.S.読んでわかりにくかったところや、  
もっと教えてほしいところがあれば、  
以下のメールアドレスまでご連絡頂けたら幸いです。  
→[info@si-office.jp](mailto:info@si-office.jp)

すべてのメールに返信することはできませんが、  
次のバージョンアップでお声を反映したいと思っています。

➤ 免責事項

本書に記載している情報の正確性については万全を期しておりますが、  
本書の情報を用いて行う一切の行為について、  
何らの責任を負うものではありません。

また、権利者は、本書を使用することにより得られる効果を保証するものではありません。本書を使用することにより発生する悪影響の回避も保証するものではありません。

➤ 著作権

本書の内容は著作権により保護されています。

本書の無断複製、無断転載は、著作権法上の例外を除き禁じられています。

## V. 著者プロフィール

板山翔税理士事務所  
税理士  
板山 翔

税理士事務所で3年半勤務した後、  
一般企業の経理に転職。

転職1年後に税理士資格を取得し、  
経理の仕事の続けながら、  
税理士事務所を開業する。



「Wワーク、顧問先ゼロ、開業資金ゼロ」の状態の開業したため、  
開業直後は厳しい経営状態が続いた。

しかし、スマホで会計資料を撮るだけで決算申告ができる  
「スマホ税務会計システム」を独自で開発し、業務を効率化。

開業1年後に月商100万円を達成する。

これをきっかけに経理の仕事辞めて、  
中規模の税理士法人を設立。

2年半にわたって税理士法人の指揮を執り、  
200社以上の会計、税務に携わる。

2020年2月に再び独立するが、  
直後に新型コロナウイルスが蔓延。

経営環境が目まぐるしく変化する中、  
オンライン上で気軽に相談できるよう、  
おそらく日本初の「オンライン専門の税理士事務所」を開設。

オンラインビジネスの先駆者として、  
小さな会社のビジネスを支援している。